

諮問(情)第35号

答 申

第1 審査会の結論

住民基本台帳閲覧用コムフィルム窃盗事件(以下「本件窃盗事件」という。)に係る公判記録を取りまとめた文書(以下「本件対象文書」という。)について、市長(以下「諮問庁」という。)がその一部を非公開とした決定(以下「原決定」という。)は、妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成19年11月16日に行った本件窃盗事件に係る公判記録の公開請求(以下「本件請求」という。)に対して諮問庁が行った原決定を取り消し、非公開とした部分(以下「本件非公開部分」という。)の公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりであると推認される。

本件窃盗事件は、異議申立人が被害をうけた別の事件を隠蔽することを目的とした「やらせ」事件である。本件窃盗事件の被告人とされたものは全員、無罪であると断定されるので、その事実関係を解明するために、全面的かつ緊急に非公開部分を公開する必要がある。

第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 被告人の氏名、住所、犯罪歴、家族状況、学歴、職歴及び経済状況、被告人情状証人の氏名、住所、生年月日、被告人との続柄及び職業、被告人がデュプリケーターを入手する際、またはコムフィルムを販売する際などに、被告人と関係を持った個人(以下「本件その他関係者」)の氏名及び勤務先は、いずれも、特定の個人を識別することができる情報、または、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められるため、条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウのいずれにも該当しないことから非公開とする。
- (2) デュプリケーターの購入先事業者名及び代表者名並びにコムフィルムの販売先事業者名は、公開した場合、有罪判決の出た刑事事件に関わったことが明らかになることによる風評被害が発生し、当該法人の社会的評価及び名誉が損なわれると認められるため、条例第7条第2号アに該当することから非公開とする。
- (3) なお、被告人は起訴され、公判手続きを経て有罪の判決を受けており、被告人の氏名等は、訴訟記録に記録されている。刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。)第53条は、原則的に何人も当該訴訟記録を閲覧できると定めているが、刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号。)第4条第2項の規定により、公の秩序を害する等のおそれのあるときは閲覧できないなどの制限が設けられている。さらに、訴訟記

録については事件が終結した後3年を経過した場合は閲覧することができない。また、被告人の氏名は、約15年前の事件発覚当時、新聞で報道されているが、既に掲載から15年が経過した資料を探索することは困難であり、誰でも容易に入手できるものではないことから、被告人の氏名は、条例第7条第1号ただし書アの公にされている情報とは認められない。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書

諮問庁の説明によると、本件窃盗事件は、平成4年4月から5月にかけて、本市の各区役所で閲覧に供していた住民基本台帳閲覧用コムフィルムを、特定の閲覧者らが共謀して庁舎外に無断で持ち出し、販売を目的として複写した後に返却したという事件である。本件窃盗事件において起訴された4名の被告人は、いずれも窃盗罪に当たるとして平成5年に有罪判決を受けている。

本件対象文書は、札幌地方裁判所で開かれた本件窃盗事件に係る全8回の公判を傍聴した本市職員が、各公判の内容を取りまとめたものであり、それぞれ公判の日時、場所及び傍聴した本市職員の氏名等のほか、検察官、弁護士、被告人及び被告人情状証人による陳述内容等の概要が記載されている。

2 本件非公開部分

本件対象文書について、原決定で非公開とされた情報は、以下のように要約することができる。

- (1) 被告人の氏名、住所及び勤務先、被告人情状証人の氏名、住所、生年月日、被告人との続柄及び職業並びに本件その他関係者の氏名及び勤務先
- (2) 被告人の犯罪歴、学歴、職歴、家族状況及び経済状況
- (3) デュプリケーターの購入先事業者名及び代表者名並びにコムフィルムの販売先事業者名

諮問庁は、上記(1)及び(2)について、条例第7条第1号に該当するとし、また上記(3)については、条例第7条第2号に該当すると主張していることから、以下、それぞれについて検討することとする。

3 非公開情報該当性

(1) 条例第7条第1号該当性

ア 条例第7条第1号本文該当性

ア) 同号本文前段該当性

上記2(1)については、氏名、住所、生年月日、職業など個人に関する情報であるとともに、特定の個人を識別できると認められる。したがって、条例第7条第1号本文前段の「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断する。

イ) 同号本文後段該当性

上記2(2)については、被告人に関する犯罪歴、経歴、家族状況、経済状況などの情報であるが、被告人の氏名などのように上記2(1)に該当する被告人を特定することが可能である情報を取り除いた場合、もはや一般の第三者が通常入手しうる他の情報と照合しても、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできな

いと考えられる。しかし、本件対象文書には、本件盗難事件の詳細な情報が記載されており、本件盗難事件が発生した当時に被告人を知る一定範囲の関係者(以下「一定関係者」という。)には、上記2(1)の部分を除いてもなお、被告人を識別することが可能であると考えられる。このような状況において、当該情報を公にすると、一定関係者に被告人の犯罪歴、経歴などこれまで知られていなかった被告人の機微な個人情報が明らかにされることとなり、被告人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、当該情報は、条例第7条第1号本文後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」に該当すると判断する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性

次に、条例第7条第1号では同号ただし書アからウに該当する場合は、非公開にしないことが定められていることから、その当否について検討する。

諮問庁は、被告人の氏名等は新聞などによる報道で公表されているほか、訴訟記録にも記載されるものであるが、いずれも同号ただし書アに規定する慣行として公にされている情報とは認められない旨主張している。

新聞等での報道に関して、事件が発生した当時の記事を検分したところ、本件盗難事件の被告人が窃盗の容疑で起訴され、有罪判決を受けたということが、実名入りで掲載されていることを確認することができた。しかしながら、過去の一時期において個人の氏名等が新聞等に報道されたという一事をもって、ただちに当該個人の氏名等が法令上又は慣行上公にされ、又は公にされることが予定されている情報に該当すると考えるのは適当ではない。さらに刑事事件の犯人であったという情報は、特に保護する必要性の高い、プライバシーの核心的な部分であることから、過去の新聞報道等により事実上公にされたことがあるとしても、その後15年以上の年月を経た時点で、これを公開することは個人の重大なプライバシーの侵害につながるおそれがあると認められる。

次に、訴訟記録について確認をしたところ、刑事訴訟法第53条には「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と規定されているが、刑事確定訴訟記録法第4条第2項では裁判書を除く訴訟記録については、事件終結後3年を経過した場合は閲覧をすることができないとされている。また、裁判書を含む訴訟記録について、刑事訴訟法第53条第1項では「訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」としているほか、刑事確定訴訟記録法第4条第2項では、「保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき」、「保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき」、「保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」といった場合には、保管記録を閲覧させないとしている。このような規定からすると、訴訟記録は当然に公開されているということとはできない。

さらに、裁判の公開は、審判の手続きを国民の監視の下に置き、裁判の公正さを確保するという観点から実施されているものであり、その範囲において被告人等の個人情報も第三者にも開披されることがあるものの、こうした一定の制限を超えて、特定の個人が刑事裁判にかけられ、有罪判決を受けたという事実がいついかなる場

合においても公表されるべきものであるということとはできない。

以上のことから、上記2(1)及び(2)の情報は、条例第7条第1号ただし書アには該当しないと判断する。また、本件窃盗事件の被告人等の個人に関する情報を、当該事件後15年経った現段階において公にすることが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められないため、同号ただし書イにも該当せず、さらに同号ただし書ウに該当しないことも明らかである。

ウ 結論

以上より、上記2(1)及び(2)の情報は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないため、非公開とすることが妥当である。

(2) 条例第7条第2号該当性

上記2(3)の情報は、本件窃盗事件において使用されたデュプリケーターを被告人に販売し、あるいは、複写された住民基本台帳リストを被告人から購入した法人の名称等の情報である。当該情報を公にした場合、これらの法人が本件窃盗事件に、間接的ではあるにせよ関与していたとの見方がなされることが想定され、その結果、当該法人の名誉や社会的評価が損なわれると考えられる。したがって、当該情報は、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

なお、当該情報は、上記(1)イと同様に人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないため、同号ただし書には該当しない。

以上のことから、上記2(3)の情報は、条例第7条第2号アに該当するため非公開とすることが妥当であると認められる。

4 その他

本件異議申立人は、本件窃盗事件につき縷々主張し、本件非公開部分を公開することが必要である旨述べているが、公益上特に本件非公開部分を公開する必要があるとするに足る特段の事情を見出すことはできなかった。

5 結論

以上のことから、本件対象文書について、その一部を非公開とした原決定は妥当であると認められるので、第1のとおり判断する。

第5 審議経過

次表のとおり。

審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年4月25日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成20年5月1日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成20年8月8日 (第61回審査会)	事案の概要説明
平成20年8月19日 (第62回審査会)	諮問庁からの事情聴取
平成20年9月18日 (第63回審査会)	異議申立人からの意見聴取
平成20年9月30日 (第64回審査会)	審 議
平成20年10月23日 (第65回審査会)	審 議
平成20年11月11日 (第67回審査会)	審 議
平成20年11月12日	答 申